

講座を受講した場合、経費の一部が受給できます！

自立支援教育訓練給付金

対象者 すべてに該当する方

- 豊中市内在住
- 20歳未満のお子さんを養育しているひとり親家庭の親（講座修了時）
- 母子父子自立支援員の相談を通じて、講座の受講が適職に就くために必要であると認められる方
- 母子・父子自立支援プログラム策定を受けている方
- 過去に自立支援教育訓練給付金を受給していない方

対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付の対象となる

一般教育訓練講座

特定一般教育訓練講座 ※

専門実践教育訓練講座 ※

（※専門資格の取得を目的とする講座に限る。）

対象講座の
検索サイト



教育訓練
給付制度



自立支援プログラム策定

生活や就労状況から、今後のプランや必要なスキルを確認し、利用できる制度を案内します。現在とスキルアップ後の生活を視覚化した計画（自立支援プログラム策定）を立てサポートしていきます。

支給金額（教育訓練経費（入学金・受講料等））

	雇用保険支給要件なし		雇用保険支給要件あり		支給上限	
	支給時期	支給割合	支給時期	支給割合		
一般教育訓練講座	受講修了後	60%	受講修了し、雇用保険の支給決定後	60% から雇用保険支給割合を除く	20万円	
特定一般教育訓練講座		60%			20万円	
専門実践教育訓練講座	・受講修了後 または ・受講中 （半年ごとの支給）	60%		85% （★） から雇用保険支給割合を除く	①	40万円 ×修業年数
	追加 修了後資格取得し、 1年以内に就職等した場合	25% 追加支給			②	（60万円×修業年数）から既に給付した額を引いた額

（★）専門実践教育訓練講座の追加給付の対象にならない場合、支給割合は60%になります。

※自立支援教育訓練給付金の支給額が12,000円以下の場合には支給対象外です。

予約・お問い合わせはこちら

予約を取り、事前相談を受けてください。対象資格・受給要件の審査があります。

豊中市こども未来部子育て給付課

TEL：06-6858-2767

（受付時間 月～金曜日（祝・休日除く）9:00～17:15）

その他のひとり親支援
制度については
こちらから→

